

第49回 国立市都市計画審議会会議録（要旨）

<p>日 時</p> <p>場 所</p> <p>議 題</p>	<p>令和7年11月13日（木） 午前10時00分～11時50分</p> <p>市役所2階 市議会委員会室</p> <p>議 案</p> <p>「付議案件」</p> <p>1) 国立都市計画生産緑地地区の変更について（国立市決定）</p> <p>そ の 他</p> <p>「報告事項」</p> <p>1) 東京における都市計画道路の整備方針（仮称）について</p> <p>2) 矢川上土地区画整理事業の都市計画廃止、用途地域等及び地区計画の都市計画について</p> <p>3) 東日本旅客鉄道南武線（谷保駅～立川駅間）連続立体交差化計画及び関連する道路計画等について</p> <p>4) 国立都市計画道路3・3・15号中新田立川線及び3・4・5号立川青梅線について</p>
<p>出席委員 （敬称略）</p>	<p>堂免会長、鎌田副会長、北島委員、桂委員、 高柳委員、大谷委員、関口委員、香西委員、藤江委員、 五十嵐委員、木ノ下委員、松本委員、峯岸委員</p>
<p>事務局等</p>	<p>濱崎市長、北村都市整備部長、野田都市計画課長、立川南部地域まちづくり課長、 鎌田農業振興係長、松原都市計画係長、南雲主任、池端主任、町田主事</p>
<p>傍 聴 者</p>	<p>1名</p>
<p>議 題</p>	<p>議 案</p> <p>「付議案件」</p> <p>1) 国立都市計画生産緑地地区の変更について（国立市決定）</p> <p>そ の 他</p> <p>「報告事項」</p> <p>1) 東京における都市計画道路の整備方針（仮称）について</p> <p>2) 矢川上土地区画整理事業の都市計画廃止、用途地域等及び地区計画の都市計画について</p> <p>3) 東日本旅客鉄道南武線（谷保駅～立川駅間）連続立体交差化計画及び関連する道路計画等について</p> <p>4) 国立都市計画道路3・3・15号中新田立川線及び3・4・5号立川青梅線について</p>
<p>要点記録</p>	<p>議案1) について、原案のとおり可決された。</p>

国立市都市計画審議会運営規則第13条第2項の規定により、ここに署名いたします。

令和7年11月13日

議長

堂 免 隆 浩

指名委員

桂 耕 史

第49回 国立市都市計画審議会

堂免会長： ただいまから第49回国立市都市計画審議会を開会いたします。

ご案内にもありますように、本日の議題としましては、市長より付議されました、「国立都市計画生産緑地地区の変更について」の1案件について、本日はご審議いただきたく、都市計画審議会を開催する次第です。

また、その他としまして、「東京における都市計画道路の整備方針（仮称）について」他3案件について、事務局より報告があります。よろしくお願いいたします。

ご審議の前に、今回より新たにお替わりになりました委員がいらっしゃいますので、事務局より紹介をいただき、その後一言ご挨拶いただきたいと思います。

野田都市計画課長： 市議会議員としてお願いしております、高柳貴美代委員です。

高柳委員： 今回より参加させていただきます、高柳でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

堂免会長： どうもありがとうございます。よろしくお願いいたします。

野田都市計画課長： 次に、市議会議員としてお願いしております、香西貴弘委員です。

香西委員： 香西貴弘でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

堂免会長： どうもありがとうございます。よろしくお願いいたします。

野田都市計画課長： 次に、市議会議員としてお願いしております、藤江竜三委員です。

藤江委員： 藤江竜三です。よろしくお願いいたします。

堂免会長： どうもありがとうございます。よろしくお願いいたします。

野田都市計画課長： 次に、関係行政機関としてお願いしております、立川消防長所長であります、五十嵐潤一委員です。

五十嵐委員： 立川消防署長の五十嵐でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

堂免会長： どうもありがとうございます。よろしくお願いいたします。

野田都市計画課長： 次に、市民委員としてお願いしております、木ノ下哲委員です。

木ノ下委員： 木ノ下と申します。よろしくお願いいたします。

堂免会長： どうもありがとうございます。よろしくお願いいたします。

野田都市計画課長： 次に、市民委員としてお願いしております、松本幸夫委員です。

松本委員： おはようございます。松本でございます。よろしくお願いいたします。

堂免会長： ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

野田都市計画課長： 次に、市民委員としてお願いしております、峯岸元紀委員です。

峯岸委員： 峯岸です。よろしくお願いいたします。

堂免会長： ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは委員の出席であります。ただいま皆様のご出席いただいており、審議会条例第7条の規定に基づき、定足数に達しておりますので、これより議事日程に従い、会議を進めさせていただきます。

次に、会期の決定についてお諮りいたします。会期でございますが、本日1日とすることに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

堂免会長： 異議なしの声がありますので、会期を本日1日といたします。

本審議会におきまして、限られた時間の中で十分にご審議をいただきたいと存じますので、議事進行などにつきましては、ご協力をお願い申し上げます。

続きまして、審議会運営規則第13条に基づき、第49回国立市都市計画審議会の会議録に署名する委員を指名いたします。

これにつきましては、桂委員を指名させていただきたいと思っております。お願いいたします。

それではここで、市長さんからご挨拶をさせていただきたいと思っております。お願いいたします。

濱崎市長： おはようございます。今日もだいぶ木々が色づいたような季節になって参りましたがけれども、第49回の国立市都市計画審議会ということで、委員の皆様におかれましては、お忙しい中ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

本日の議題ですけれども、付議案件が1件と報告事項が4件でございます。付議案件の1件目は、国立市決定案件であります、「国立都市計画生産緑地地区の変更について」の付議案件でございます。

生産緑地地区の変更につきましては、新たに追加する地区と生産緑地法の買取り申出等に伴い、行為の制限が解除された地区につきましては、都市計画の変更の手続きを行うものでございます。

報告事項の1件目は、「東京における都市計画道路の整備方針（仮称）について」でございます。東京都、特別区及び26市2町にて取りまとめました「東京における都市計画道路の整備方針（仮称）中間のまとめ」について、報告をさせていただくものであります。

報告事項の2件目は、「矢川上土地区画整理事業の都市計画廃止、用途地域等及び地区計画の都市計画について」でございます。こちらにつきましては、本年1月に開催した説明会の内容等について、ご報告するものでございます。

報告事項の3件目は、「東日本旅客鉄道南武線（谷保駅～立川駅間）連続立体交差化計画及び関連する道路計画等について」でございます。

報告事項4件目は、「国立都市計画道路3・3・15号中新田立川線及び3・4・5号立川青梅線について」でございます。

これらにつきましては、それぞれ本年10月に開催された都市計画変更案及び環境影響評価書案の説明会について、報告するものでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

堂免会長： どうもありがとうございました。

それでは議題に入ります。「国立都市計画生産緑地地区の変更について」、事務局より説明をお願いいたします。

野田都市計画課長： はい。それでは説明の前に、令和7年4月に行われた人事異動により、事務局職員に変更がありましたので、ご紹介させていただきます。

新たに都市計画課長となりました、野田でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

新たに都市計画課都市計画係長となりました、松原でございます。

松原都市計画係長： 松原です。よろしくお願いたします。

野田都市計画課長： 職員人事につきましては、以上でございます。

次に、本日の資料の確認をさせていただきたいと思っております。本日配付いたしました資料でございますが、第49回国立市都市計画審議会議事日程、続きまして、国立都市計画の変更についての付議書の写し、右上に国立市都市計画審議会第1号議案とあります、「国立都市計画生産緑地地区の変更について（国立市決定）」の議案書、事前に配布しております、第49回国立市都市計画審議会の開催についての通知文、右上に国立市都市計画審議会資料No. 1とある、「国立都市計画生産緑地地区の変更について（国立市決定）」、右上に国立市都市計画審議会資料No. 2とある、「東京における都市計画道路の整備方針（仮称）について」、右上に国立市都市計画審議会資料No. 3とある、「矢川上土地地区画整理事業の都市計画廃止、用途地域等及び地区計画の都市計画について」、右上に国立市都市計画審議会資料No. 4とある、「東日本旅客鉄道（谷保駅～立川駅間）連続立体交差化計画及び関連する道路計画等について」、右上に国立市都市計画審議会資料No. 5とある、「国立都市計画道路3・3・15号中新田立川線及び3・4・5号線立川青梅線について」、最後に、令和7年5月16日現在の国立市都市計画審議会の委員名簿でございます。不足の資料は、ございませんでしょうか。

それでは、第1号議案「国立都市計画生産緑地地区の変更について（国立市決定）」をご説明いたします。国立市都市計画審議会資料No. 1をご用意いただけますでしょうか。

1ページをお開き願います。計画書でございます。

変更の内容になりますが、第一に、種類及び面積として、変更後の生産緑地地区全体の面積を約39.80ヘクタールにするものでございます。

第二に、削除のみを行う位置及び区域についてでございます。

左から順に番号、地区名、位置、削除面積、そして備考として、削除される部分が一部なのか全部なのか示しております。

削除を行う地区は番号21、国立市大字谷保字東之原地内から番号178、泉5丁目地内までの9地区で合計面積は約9,120平方メートルでございます。

次に、理由でございますが、公共施設等の用地または買取り申出に伴う行為制限の解除により宅地等に転用され、生産緑地の機能を失った生産緑地地区の一部を削除するものでございます。ここでいう一部とは、生産緑地全体の一部分ということでございます。

第三に、追加のみを行う位置及び区域でございます。

左から順に番号、地区名、位置、追加面積、そして備考には、すでに周辺に生産緑地地区として存在する箇所に追加される一部追加なのか、周辺に生産緑地地区のない箇所に新規で追加される全部追加なのかを示しております。

追加を行う地区は、番号53、国立市大字谷保字仮屋上地内、番号168、大字谷保字東之原地区内の2地区で合計面積は約170平方メートルをそれぞれ地区の一部に追加するものでございます。

理由でございますが、生産緑地地区の追加申請に基づき、「都市農地等を計画的かつ永続的に保全し、良好な都市環境の形成に資するため、市街化区域内において適正に管理

されている農地等を追加する」ものでございます。

次に、2ページをご覧いただきたいと思っております。新旧対照表でございます。

ここでは、変更前の面積、位置、変更内容、変更内訳として、削除及び追加する面積、変更後の面積を一覧表に示しております。

このうち、地区の一部削除によって一団を維持することができず、区域を分断したものが1件ございまして、新規の区域形成により、新たに番号181が追加されております。また、一部の地区では、面積精査による増減分を含んでおります。

なお、番号41、番号103は、公共施設の整備、公共施設の設置に伴う削除で、それ以外はいずれも買取り申出に伴う削除でございます。

また、番号53、番号168につきましては、先ほどの追加を行うものでございます。

それぞれの面積は番号順に示しており、その合計は下から3枠目の形になりますが、変更前の面積約5万6,030平方メートル、削除面積約9,120平方メートル、追加面積約170平方メートルで、変更後は4万7,060平方メートルになるものでございます。

ここに今回、追加・削除に関わらない、変更のない地区として128件、約35万910平方メートルを加算いたしますと、全体の変更後の生産緑地地区は、件数でいきますと、138件、面積約39万7,970平方メートルになるものでございます。

また、摘要欄の一番下に「みなし」という表現がございますが、これにつきましては、旧生産緑地法の指定に基づきます生産緑地の面積を、全体面積の内数ではございますが、示しているものでございます。

次に、変更概要です。国立都市計画生産緑地地区の変更事項といたしまして、ただいま説明しました、位置と面積の変更があることを示しております。

件数は138件となり、面積は約40.69ヘクタールから約39.80ヘクタールに、約0.89ヘクタール減少したことになります。

次に、3ページに折り込んであります、国立都市計画生産緑地地区総括図をお開きください。市内全域におけます、生産緑地地区を番号とともに示しております。

右下の凡例にありますように、既指定区域は、白抜き及び縦線で示しております。今回削除を行う区域は、黒く塗りつぶして表示してある部分の9地区でございます。また、今回追加を行う区域は、ピンクで塗られている部分で、地図中央の方の「53」と書かれているところ、また、大変わかりづらいですが、地図右下の方の「168」追加とあります、細長い部分でございまして、この2地区となります。

位置の詳細につきましては、次からの計画図でご説明いたします。

4ページをお開きください。図面左側の番号139及び149は、いずみ大通りの西側に位置する矢川3丁目地内、西側に位置する番号178は、泉5丁目地内でそれぞれの黒塗り部分の面積、番号139は、約510平方メートル、番号141は、約390平方メートル、番号178は、約970平方メートルを削除するものでございます。

次に、5ページをお開きください。図面中央の番号41は、矢川駅の南東に位置する大字谷保字中峯下地内で黒塗りの部分の面積約20平方メートルを削除するものでござい

ます。

次に、6ページをお開きください。図面中央上の番号53は、谷保駅の南西に位置する大字谷保字仮屋上地内で、ピンク色で塗られている部分の、面積約150平方メートルを追加するものでございます。

また、図面中央下の番号98は、谷保天満宮の南に位置する大字谷保字天神下地内で、黒塗り部分の面積約2,700平方メートルを削除するものでございます。削除に伴い、番号98は、一団を維持することが不可能となり分断され、新たに番号181が新設されるものでございます。

次に、7ページをお開きください。図面中央左の番号103及び104は、それぞれ国立府中インターチェンジの東側に位置する大字谷保字下モノ下地内で黒塗りの部分の面積、番号103は、約160平方メートル、番号104は、約1,510平方メートルを削除するものでございます。

また、図面右上の番号21は、谷保駅東に位置する大字谷保字東之原地内で、黒塗りの部分の面積約2,010平方メートルを削除するものでございます。

また、図面右上の番号168は、谷保駅東に位置する大字谷保字東之原地内で、ピンク色で塗られている部分の面積約20平方メートルを追加するものでございます。

次に、8ページをお開きください。図面中央の番号109は、大山道の北に位置する谷保7丁目地内で黒塗りの部分の面積、約850平方メートルを削除するものでございます。

資料の説明は以上でございますが、最後に手続きの関係をご説明いたします。

本年、令和7年7月中旬に東京都との事務打ち合わせを行いまして、8月18日に都市計画法に基づきます協議書を提出し、8月22日付にて都知事により、都として意見がない旨の協議結果通知をいただいております。

また、都市計画の案の公告及び縦覧を10月2日から10月16日まで行った結果、縦覧者がなく、意見書の提出もありませんでした。

なお、本日の本審議会の議決をいただいた後に、都市計画変更の告示を行うことを予定しております。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

堂免会長： 説明が終わりました。それでは質疑、討論、採決の順に進めて参ります。

初めに、質疑を承ります。いかがでしょうか。関口委員、どうぞ。

関口委員： 都知事の承認を受けて縮小した地図を基に作成したとありますが、谷保駅がどこだとか、甲州街道がどこにあるのか、わかりやすい工夫ができないかと。

堂免会長： では、事務局、いかがでしょうか。

野田都市計画課長： はい。いまご指摘のあった地図上のランドマークなどの位置関係の表記があった方が見やすいというご質問だと思います。ご指摘のとおり、都市計画法の基準に基づき作成しておりますが、わかりやすい表記を検討していきたいと考えております。

堂免会長： 関口委員。

関口委員： それと、今回追加になっているところがありますけれども、追加区域の周辺がすでに指定されている地域がありますね。なぜここに、新たに追加されたのか。想像するには、

ここを生産緑地ではない形で活用しようとしたけれども、今後まだ、生産緑地として活用しようというようなことで、そういう申し出があったというように想像するんですけども、その辺は何か説明があったのでしょうか。

堂免会長： 事務局、お願いいたします。

野田都市計画課長： こちらにつきましては、委員がおっしゃるように、今まで営農されていましたが、生産緑地として指定されていなかった地域につきましては、追加するものが1件。あと、生産緑地の中には赤道と言われる古い旧道が入っていたところがございます、そちらを払い下げていただきまして、生産緑地として指定していただいたものがございます。この2件です。

堂免会長： 関口委員。

関口委員： 総括図ではなく、計画図で見ると168が格子線のように細くなっているのは、赤道を売り払って、そこを生産緑地として指定したという理解でよろしいでしょうか。

野田都市計画課長： はい。おっしゃるとおりでございます。

堂免会長： それでは、大谷委員。

大谷委員： はい。何点か質問させてください。まず理由のところ、もう少しわかりやすく説明をいただきたいと思います。そもそもこの廃止になっている部分でお伺いしたいのですが、廃止になる経緯、その次に宅地等に転用されるということですが、開発行為とかがあるのかどうか、そういう情報があるのか、もうすでに開発行為になっているのか、その辺りを教えていただけますか。

堂免会長： では、事務局、お願いいたします。

野田都市計画課長： はい。委員からご質問いただきました、現在の削除された生産緑地の後の活用方法ということですが、開発行為がすでに行われ、進んでいるところもございます。また、そのような計画をされている箇所もございます。皆様大体は、その生産緑地の行為制限の解除ということにつきましては、やはり営農の継続が困難のため、皆様のご事情で削除されているものが、ほとんどでございます。

堂免会長： 大谷委員。

大谷委員： 確認ですけども、営農できなくなったという理由もあると思いますが、その中の1つには、相続もあるのでしょうか。

野田都市計画課長： 委員のおっしゃるとおり、相続もございます。

堂免会長： 大谷委員。

大谷委員： 近年、ずっと私も問題とさせていただいていますけども、生産緑地はまだありますけれども、将来的にはすべて、そういう経過になっていくのかなというふうに思うわけです。そういう流れといいますか、そういうことがあろうかと思えます。市としても、まちづくりとしての問題があろうかと思うのです。ここでそれを深掘りして審議することではないのですが、あえて私は、ここで問題意識を持ってお話をさせていただきたいと思えます。

例えば、今、開発行為があると予想されます。開発行為があるから、削除して、開発されていますけれども、その地域だけ見れば、それは致し方ないと思えますが、そこが開発されるということで、例えば、番号104、ここだけ見れば宅地化されるわけですね。

ども、ただ、まちづくりとして国立市全体で見ますと、この地域は都市計画道路があります。そして、もともとここには、区画整理を要望する地権者の声もいっぱいありました。区画整理をしなかった市が、都市計画道路にも及び腰で、ここをもう廃止にするというような方向性で、今、点線実線であるからよかったなと思うけど、ほぼ点線或いは消えている話です。でも、これやっておけばよかったじゃないってなるじゃないですか。将来においては、区画整理とか、もっと言えば、例えば、4ページの139、141です。ここは、区画整理が地権者の方のものすごい努力のおかげで、組合施行によって区画整理は終わっています。だから139、141が宅地化されていても、まちづくりとして、全体としては綺麗なんです。これは、非常に大きな問題だと思います。また戻りますけど、7ページの103の場所です。ここの削除、ここは都市計画道路上のところなんですよね。こういうところが出た場合に、私はやはり市が率先して買取るなり、そういうところの先行買収という制度、東京都もやめましたけど、改めて市の方で、そういう制度づくりも含めて、まちづくり全体で考えなきゃいけないと思います。

8ページのこの番号109、ここもすでに開発行為が行われていますよね。大きくはここだけ見るとよくなっているんですけど、この先は幼稚園の周辺、道路付けがないんですよね。建替えができないんですよ、皆さん。そして、その多くは区画整理或いは道路1本入れてくれって要望もあったんです。私散々やりましたが、なかなか実現しません。非常に大きな問題だと思います。109だけを見れば良いわけではなく、私はこの地図全体を見て、国立のまちづくりとしてどうなのかなと思うんですよね。その点については、市長どう考えているかお聞きしたい。いいですか、市長。

堂免会長： 都市整備部長、お願いいたします。

北村都市整備部長： 今おっしゃっていただいているところにつきまして、危険なところはあろうかと。先ほどの話にありました廃止に関するところについては、98でしょうか。こちらについては、都市計画線が入っておりまして、整備する予定という形のところになっております。細かい説明となりますが、73と書いてある道路のところの右側に道路が入っていると思うんですけども、この接点線、横側の道路ですね西側、この南に降りてきて、この接点から一部の部分が、今見直し候補路線になっておりますので、この先の部分について整理させていただきます。その上で、今お話にあった、道路用地が都市計画決定されるにもかかわらず、それを先行買収することができないのかというのは、議論としてはあろうかと思うんですけども、やはり現状では、事業化がなされていない段階で、先行して取得させていただくという形は、なかなか取れないということがあります。様々な道路、何らかにおいて、それを事業化をして行うという形でプロセスがありますので、なかなか難しいところがあるかと思えます。

あともう1つは、区画整理を行っていくということで、先ほどお話あった104のところ、これについても区画整理というお話があろうかと思うんですけども、過去におきまして、地域の方々と様々なお話を行ってきた経緯はあるんですけども、なかなか実現できなかったということがございます。その点から、こちらについては、兼ねてから議員からご質問いただいておりますけれども、地域の方々とお話を進める中において、どのような形ができるのかというのを考えていく必要があると思っております。やはり大

きな問題といたしましては、相続税制の課題があるというのは兼ねてからお話がありまして、そちらにつきましては、市をはじめ、農業委員会でも一般社団法人農業会議等とおして、制度改正要望を行っているという状況です。

堂免会長： 市長、お願いいたします。

濱崎市長： はい。大きな話で、やはり南部地域のまちづくりのあり方で特に都市計画道路が絡んだり或いは従来、土地区画整理事業が予定されていた、話自体が地域の中であって進まなかったところというような、それは大きくとらえると生活環境の改善ということだと思うんですね。やはりこの前、令和6年に南部地域整備基本計画が10年ぶりに改定された中でも、ここの道路のところだったり或いはこの周辺の見直し路線の話も出ていましたけれども、道路と区画整理は、非常に大きな話であり、地域の中でも、なかなか意見がまとまらなかったということを知っていますので、非常にここをどうしていくかということは、問題だと思っています。また、地権者の方とどういうまちづくりがいいかというのは、しっかり話し合っていきたいと思っています。あと、北村部長からあったように、見直し路線より東側については、都市計画道路になっていますので、今やるような形で計画上也考えているということです。あと農地について、やはりこの国立の景観が変わる中、変わっていきつつある中でどう守るかというところは、やはり相続のタイミングでどういう形で公共も管理をしていくかというところ、今の農業振興計画ですね、まとめる中で、考えていきたいと思っていますので、委員の問題意識も受けとめて頑張っていきたいと思います。

堂免会長： では、大谷委員。

大谷委員： 自分の意見とかそういうことは、討論でやろうかなと思うんですけども、今、話していただきましたけど、私はまちづくり全体の話をお聞きしているわけでありまして。地権者は、ご自身の土地を先祖代々守って必死にやっつけちゃうから、まちの将来像まではわからないと思います。市長は対話型の市長ですから、やっぱり将来の絵は、政治をやっている我々がわかるわけじゃないですか。それを示せるわけですよ。例えば、この地域がまとまらなかったという話で、当時はまとまらなかったかもしれないが、実際に完成して、今となれば、やっぱりやっつけてよかったなと思うと思います。区画整理を必死にやっつけられたところは、やっつけてよかったなというのは、もう10年20年後の話なんですよ。

中央線の高架化もそう、やるときに大反対があったわけです。だけどやっつけてよかったなと。今度は南武線の高架化もあるけども、必死で我々が対応をしながら、将来こうなるんで、区画整理であるとか、まちづくりであるとかいうのは、対応しながらこのビジョンを示して、必死でやっつけていくという気概もなければいけないし、やっぱりそれは制度がこうだあだあって言ったら制度変えるのは我々だから、私はもう一度質問したいのですが、皆さん、熱意とか熱量で、例えば、先行買収できない、事業化しなきゃ買えないというところを、事業化する予定とかビジョンがあって、こういうまちづくりやるんだというのであれば、相続が出たときに、区画整理を見越して、代替地であるとかそういうところを先行して買収できるような、国立ならではの新しい形を作って、まちづくりを先行的にやっつけていけるような制度を作ってやろうという熱意があるかどうか、事務

方に聞きたいです。

堂免会長： いかがでしょうか。はい。事務局、お願いいたします。

野田都市計画課長： 委員のおっしゃる熱意というものにつきましては、私は持っているつもりでございます。

北村都市整備部長： 今ありましたけれども、やはり中でも様々な議論が行っておりますので、例えば、南部地域整備基本計画も地域の方とかなりお話をさせていただいてまとめてきたという経緯がございます。それを引き続き行う中において、どういうことができるのかというのは、考えていく必要があると捉えております。その上で、都市計画事業と申すと、やはり国のお金を得て行うということがあります。都市計画で事業認可というのは、かなりの手続き等を要し、国のお金のあり方みたいところに繋がりますので、その中で、市単独ではなかなかできないということもございます。どういうことができるのかということを考えていきたいと思っております。

堂免会長： はい。他にございませんでしょうか。では、香西委員、お願いいたします。

香西委員： もう1回確認させてもらいたいのですが、公共施設に供するという言い方がいまいちわからない、41番と103番ですね。

野田都市計画課長： こちらは、公共施設というのは道路でございまして、セットバックであったり、いろいろ拡張であったりで提供いただいたところです。

香西委員： はい。わかりました。それが確認できれば結構です。

堂免会長： その他にございますでしょうか。なければ質疑を打ち切ります。

続きまして、本案にご意見がありましたらお伺いいたします。いかがでしょうか。では、大谷委員、お願いいたします。

大谷委員： 議案について、賛成採択の立場で討論させていただきたいと思っております。

先ほども申し上げましたけれども、これはまちづくり、大きなまちづくりとして、国立市の将来問題、社会問題だと思っております。こうした中で、やはりミニ開発とかそういうことよりも、本来はそれを見越して、大きなまちづくりとしての整備をするべきだというふうに思っております。

国立市は、成熟社会に入り込んだからそういう話をいろいろと聞きますけれども、こうやってみますと、やはり谷保地域には大きな課題がまだまだあります。そして、今後もこれが続くわけですから、やはり将来世代の子どもたちからも、いいまちづくりを作ってくれた、残してくれたんだなというようなまちづくりになるように、現行制度でできないのであれば制度を変えていく或いは作っていく。そのぐらいのことを一緒になって、今後やっていきたいと思っておりますので、真剣に議会等を通しながらやっていきますから、ぜひ皆さんと一緒に将来のまちづくりをやっていきたいと思っております。

この件に関しては、現行では致し方ないと思っておりますし、それはこういうふう結果になっていきますから、賛成しますけれども、将来に大きな課題があるんだという共通課題を持ちながらやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

堂免会長： その他にございませんでしょうか。では、関口委員。

関口委員： この議案については、賛成いたします。

それぞれいろんな理由があつたりして、廃止されていく或いは追加されていくというこ

とがあると思うんですけども、国立の南部地域のよさというのが、緑が多いというところ、自然環境がいいというところがあると思っています。そのために、地域の方が不便であるということもある。道路が狭くて不便であるということもあります。

この地図上で、唯一入っている都市計画道路3・4・3号線なんかも、周辺に生産緑地が非常にあって、我々から見ると、すごくいい環境であります。緑を残すということと、それから道路を整備するということは、緊張関係にあると思います。

大きな道路は、私は必要ないかなと思うんですけども、生活に不便を来すようなところがあるのであれば、その整備は必要だろうと思います。ただ、南部地域の一番いいところである自然環境を守るということを所有者の方たちも生産緑地として指定しているので、そういうものは、ぜひ我々も守りたいなというふうに思っていますし、議会もそういう決議をしたことがあったというふうに理解しております。そういうことも含めて、生産緑地を残す、緑を残す、自然環境を残すということと同時に、こういう整理を考えていただきたいというふうに思っております。

堂免会長： はい。他にございませんでしょうか。なければ討論を打ち切ります。それではお諮りいたします。「国立都市計画生産緑地地区の変更について」、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

堂免会長： 異議なしと認め、本案は原案のとおり決することといたします。

この後、事務局からの説明案件がありますので、5分ほど休憩を入れたいと思います。10時50分に再開とさせていただきますと思います。よろしく願いいたします。

(休 憩)

堂免会長： それでは、再開いたします。その他の報告事項に移ります。

今回は案件が多いので、一括して報告いただいた後に質疑などの時間をとりたいと思います。それでは、報告事項お願いいたします。

野田都市計画課長： はい。それでは、報告事項の1、「東京における都市計画道路の整備方針（仮称）」について、ご報告させていただきます。

国立市都市計画審議会資料No. 2をご覧ください。「はじめに」では、現行の「第四次事業化計画」が令和7年度末で終了することから、「東京における都市計画道路の整備方針（仮称）」の策定に向けて、東京都及び関係区市町で検討を進めていくこととしております。

1の検討の対象としましては、「東京都における都市計画道路」としております。

2の検討内容につきましては、「都市計画道路ネットワークの検証」と「優先整備路線の検討」などとしております。

3の検討体制につきましては、3つの会議体制で検討しております。

4の策定スケジュールにつきましては、新たな「東京における都市計画道路の整備方針」を令和7年度中の策定に向け検討を進めております。令和7年7月に「中間のまとめ」を公表し、東京都がパブリックコメントを実施してまいりました。

次に、1枚おめくりいただきまして、「東京における都市計画道路の整備方針（仮称）—中間のまとめ—（概要版）」をご覧ください。

本編につきましては、委員の皆様には別途冊子を配付させていただきましたが、本日はこの概要版にて説明させていただきます。

この概要版の表紙ですが、表題の「中間のまとめ」に至る経緯などを示しております。

次に、1枚おめくりください。東京の都市計画道路の現状の他、道路整備の「基本理念」及び「基本目標」が記載されております。

次のページに移ります。「整備方針に定める基本的事項及び策定手順」をご覧ください。2050年代の東京の姿を見据え、事業の長期化を考慮し、しっかり計画期間を15年と定め、都市計画道路の整備に関する「基本理念」及び「基本目標」の実現に向け、「都市計画道路の必要性の検証」、「優先整備路線の選定」、「道路空間のリメイクの検討」に取り組んでいくとしております。

中段、都市計画道路の必要性の検証では、都全域に関わる検証項目と地域に関わる検証項目合わせて、10個の検証項目を基に必要性の検証を行う旨、記載されています。

その上で必要性が高い路線につきましては、右側の6つの選定項目により、今後15年間で優先的に整備する路線を選定して参ります。

道路空間のリメイクの検討については、道路の幅員構成を見直すことで、ゆとりやにぎわい等の新たな付加価値を生み出す道路空間のリメイクという取り組みを、都内に幅広く展開するため、リメイク候補路線を検討することとしております。

次に、1枚おめくりください。今後の進め方についてです。

今後、「都市計画道路の必要性の検証」、「優先整備路線の選定」、「道路空間のリメイク候補路線の検討」を行った後に、都民の皆様のご意見を伺う機会を設けることとしております。その案が公表されましたら、都市計画審議会委員の皆様には情報提供させていただきたいと考えております。

報告事項の1につきましては、以上でございます。

続きまして、報告事項の2、「矢川上土地地区画整理事業の都市計画廃止、用途地域等及び地区計画の都市計画について」です。

まず初めに、この件に関する説明会を令和7年1月24日、25日の2日間、「くにたち未来共創拠点矢川プラス」にて開催し、2日間で67名のご参加をいただきました。国立市都市計画審議会資料No. 3を用いて、説明会の概要を報告させていただきます。

1ページをお開きいただきまして左上、「土地地区画整理事業の廃止」でございます。

昭和36年に都市計画決定された、矢川上土地地区画整理事業を施行すべき区域では、現在に至るまで事業が実施されず、一方で、地区内では、生活基盤が整い、一定の市街化が進んでいることから、国立市都市計画マスタープラン等における市の方針に基づき、矢川上土地地区画整理事業の都市計画を廃止し、新たに地区計画の制度を活用したまちづくりの検討に着手しました。

令和元年からワークショップ、まちづくりニュースの配布、戸別訪問等により、地域の皆様とともにまちづくりに関する検討を進め、令和6年10月に土地地区画整理事業廃止等の素案を策定したという経過となります。

続きまして、資料の右上、「地区計画の策定」をご覧ください。地区計画は、ある一定のまとまりを持った地区を対象に、この地区の実情に合った、よりきめ細かいルールを

定めることができる制度です。区域に指定された用途地域の規制を強化、緩和することができ、地域の目指すまちづくりを進めることができます。

矢川上地区では、計画の目標として、「緑豊かでゆとりある住環境の形成、市街地の安全性の向上、大学と地域が交流する楽しく住み続けられるまちづくりを通じて、災害に強い、安心安全な地域づくりを目指します」としています。

また、地区計画の内容として、建築物の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度等を定めております。

続きまして、資料の左下をご覧ください。「用途地域の変更」でございます。

国立市都市計画マスタープランでは、現在、第1種低層地住居専用地域となっている地域における目指すまちの姿は、「まちなみに調和した中層住宅ゾーン」を誘導する地域とされています。

地域の区画道路等基盤整備の進捗も確認されたことから、目指すまちの実現に向け、中央の図の斜線部分、住宅地区における用途地域を第1種低層住居専用地域（建ぺい率40%、容積率80%）のところから、第1種中高層住居専用地域（建ぺい率60%、容積率150%）に変更するものとなります。

続きまして、資料の右下をご覧ください。「防火・準防火地域の指定」でございます。

準防火地域とは、市街地における火災の危険を防ぐために定める地域です。

国立市では、建ぺい率50%以上は準防火地域、容積率400%以上は防火地域としております。今回、用途地域の変更により、建ぺい率が60%となることから、準防火地域を新たに指定することとなります。

最後にページをおめくりいただきまして、「今後の進め方」でございます。

今後の進め方については、記載のとおりでございます。

説明は以上でございますが、説明会におけます参加者の方々からの質問、意見をご紹介しますと、事業の経過や内容についてのご質問、狭隘道路の整備、建物の高さの制限などに関するご質問やご意見、市の丁寧な周知説明等についてのご要望などございました。説明は以上でございます。

それでは、報告事項の3、「東日本旅客鉄道南武線（谷保駅～立川駅間）連続立体交差化計画及び関連する道路計画等について」、説明会の概要をご報告させていただきます。事前資料での修正箇所が確認できましたので、ご報告をさせていただきます。

1文字誤字がございまして、東日本旅客鉄道南武線と表記があります。それぞれ資料でいきますと、国立市都市計画審議会の議事日程、付議の写し、通知文等に東日本旅客鉄道南武線という表記がございまして、会社名に含まれる鉄道の鉄の字が、金偏に失うというふうに書かれていますが、正確には金偏に矢という字でございます。誤字がございましたので、ご報告させていただきます。

まず初めに、こちらにつきましては、都市計画案及び環境影響評価書案の説明会として、令和7年10月8日、11日、13日及び15日の4日間、国立地域ではF S Xホール（くにたち市民芸術小ホール）で、立川市域では立川第三小学校及びたましんR I S U R Uホールにて開催いたしました。

出席者については、主催者として、東京都から都市整備局交通企画課街路計画課及び建

設局計画課鉄道立体担当。国立市からは、都市計画課及び南部地域まちづくり課。立川市からは、都市計画課及びまちづくり推進課。そして、東日本旅客鉄道株式会社が出席いたしました。

また、説明会への参加者数は、10月8日水曜日は124名、11日土曜日は88名、13日月曜日は128名、15日水曜日は121名、計461名のご参加をいただきました。

それでは、国立市都市計画審議会資料No. 4をお開き願います。左側の「計画のあらまし」でございます。

本事業は、JR南武線の谷保駅から立川駅間の約3.7キロメートルの区間において鉄道を高架化し、道路と鉄道を連続的に立体交差化するものでございます。

また、良好な住環境の保全や地域の利便性向上を目的とした側道の整備をあわせて計画しています。これらの計画の実施により、立川3・4・8号線などの19箇所の踏切が除却または廃止され、踏切での交通渋滞の解消、道路と鉄道それぞれの安全性の向上が図られます。さらに、鉄道により分断されていた地域が一体化されることとともに、都市計画道路などの整備をあわせて推進することにより、安全で快適なまちづくりが実現されます、としています。なお、大まかな位置図は資料裏面にございます。

次に、「計画の概要」でございます。

初めに、都市高速鉄道東日本旅客鉄道南武線（谷保駅から立川駅間）について、①区間は、国立市谷保から立川市柴崎町3丁目、②延長は、都市計画区間約4.2キロメートル（事業予定区間約3.7キロメートル）、③構造形式につきましては、高架式（嵩上式）及び地表式、④駅施設は、矢川駅、西国立駅でホーム延長は約130メートル、ホーム幅員は約6～8メートルとなっております。

次の、都市高速鉄道東日本旅客鉄道南武線附属街路（側道）は、幅員約6メートル～16メートル、路線数は8本となっております。

次に、2ページをご覧ください。

立体化により除却・廃止される踏切19ヶ所を表にしております。また、その下には立体予定区間における交差する都市計画道路を表にしております。

3・4ページをお開きください。

見開きの上段、連続立体交差化計画の概略図の平面図では、図面右側の谷保駅から左側の立川駅間の都市計画区間約4.2キロメートル及び事業予定区間約3.7キロメートルを示しております。凡例のうち主なものとして、赤色の線は鉄道の計画線を示しております。青色の線は鉄道附属街路を示しております。茶色の線は都市計画道路を示しております。

さらに赤色の鉄道の計画線上には、除却・廃止等がされる踏切の名称と位置が記載されております。

その下の縦断図では、谷保駅から東側の立川駅間での現状及び高架化の高さの概略を示しております。

次に、5ページの標準横断図をご覧くださいと思います。

一般部、取付部、矢川駅、西国立駅における位置関係を示しております。

次に、6ページの環境影響評価書案の作成手順についてです。本事業が実施された場合、周辺環境にどのような影響を及ぼすかについて、東京都環境影響評価条例に基づき、予測・評価を行い、環境影響評価書案を作成しております。

環境影響評価の項目は、下の表に示された7項目を選定しております。

7ページ以降は、選定した項目ごとに予測・評価の結果及び環境保全のための措置を記載しております。詳細については割愛させていただきます。

また、この説明会では、国立市において、「矢川駅南口駅前広場（交通広場）等の都市計画案について」、立川市においては、「西国立駅交通広場都市計画案について」の説明も行われました。

「矢川駅南口駅前広場（交通広場）等の都市計画案」をお開きください。「1、計画のあらまし」です。

本計画は、矢川駅周辺の交通結節機能の強化、安全な歩行環境の確保及び円滑な交通環境の形成を目的として、JR南武線の南側に約3,100平方メートルの交通広場を含む延長約240メートルの新たな道路を整備するものです。

「2、駅前広場の整備方針」についてですが、駅前広場の整備は、「矢川駅周辺整備計画」で示した交通広場の3つの整備方針に基づき進めていく、としております。

右側のページに移りまして、「3、都市計画案の概要」についてです。

赤くマーカールしている部分が矢川駅南口の交通広場と駅周辺にアクセスする道路の位置となります。

下段の「計画概要」についてです。

都市計画道路名は「国立都市計画道路7・4・1号鶉久保上峯下線」、位置は「国立市大字石田字鶉久保から国立市大字谷保字上峯下まで」、延長は約240メートル、車線の数は2車線、幅員は16メートル、その他として「交通広場の設置約3,100平方メートル」となっております。

1ページおめくりいただきまして、「4、今後の予定」です。

この件に係る都市計画素案の説明会については、令和7年5月23日、24日の2日間、国立市未来共創拠点矢川プラスにて開催し、2日間で85名のご参加をいただきました。そこでいただいたご意見等を踏まえまして、都市計画案を作成し、今回、都市計画案の説明会を開催しているという流れでございます。

最後に、南武線のパンフレットに戻っていただきまして、14ページをお開きください。工事着手までの流れでございます。

今回の説明会は、表の左側、都市計画の流れの中段、赤色で示されている「都市計画案の説明会」の部分でございます。今後、都市計画の手続きと並行して右側の環境影響評価の手続きを経て、都市計画を行い、都市計画決定を行い、都市計画事業認可を取得後、工事着手する予定となっております。

なお、南武線連続立体交差化計画の都市計画決定につきましては、東京都の都市計画審議会に付議されます。それに先立って国立市への意見聴取がございますので、その際には、国立市都市計画審議会へ諮問させていただきます。また、側道及び都市計画道路7・4・1号線につきましては、市の決定となりますので、国立市都市計画審議会に

付議させていただきます。

連続立体交差化計画に関する道路計画についての説明は以上でございますが、説明会におけます参加者の方々からの主な質問・ご意見をご紹介します。

事業のスケジュールや事業費について、用地取得の範囲などについて、側道や交差道路など周辺の道路整備について、廃止される踏切への対応について、工事に伴う周辺の影響について、などがございました。説明は以上でございます。

続きまして、報告事項の4、「国立都市計画道路3・3・15号中新田立川線及び3・4・5号線立川青梅線について」ご説明いたします。

これら2つの都市計画道路は昭和36年に都市計画決定されたもので、今回の説明会はこの都市計画の変更案等に関する説明会となります。

まず初めに、こちらも説明会の開催についてとなりますが、令和7年10月16日、19日の2日間、国立第六小学校にて開催されました。

出席者については、主催者として、東京都から都市整備局街路計画課、建設局計画課及び北多摩北部建設事務所、またオブザーバー参加として、国立市からは、都市計画課及び南部地域まちづくり課、立川市からは、都市計画課が出席しております。

また、説明会への参加者は、10月16日木曜日は89名、19日日曜日は66名、計155名のご参加をいただきました。

それでは、国立市都市計画審議会資料No. 5をご用意いただけますでしょうか。

1ページをお開き願います。「計画のあらまし」でございます。

立川東大和線は、日野バイパスから立川市を經由して東大和市の青梅街道に至る、多摩地域における南北方向の主要5路線の1つです。また、新奥多摩街道は、東八道路から国立市、立川市、昭島市、福生市及び羽村市を經由して、青梅市で青梅街道に至る、多摩地域における東西方向の主要4路線の1つです。

立川東大和線と新奥多摩街道は、多摩地域の骨格を形成する重要な都市計画道路であるとともに、多摩地域の広域防災拠点である立川広域防災基地へのアクセスルートの一部となっていますが、未整備区間が残っているところがございます。

これらの未整備区間のうち、それぞれ東日本旅客鉄道南武線と交差する付近の区間である、国立都市計画道路3・3・15号中新田立川線の国立市谷保から富士見台4丁目までの約0.5キロメートルと、国立都市計画道路3・4・5号立川青梅線の国立市富士見台4丁目から青柳1丁目までの約0.6キロメートルについて、JR南武線の連続立体交差化計画に合わせて事業を行うに当たり、その都市計画変更案及び環境影響評価書案を取りまとめたものとなります。

なお、両路線の対象区間は、ともに「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」に基づいて、令和7年度までに優先的に整備すべき優先整備路線と位置付けられております。

立川東大和線及び新奥多摩街道の整備の目的ですが、多摩地域における人や物の動きの円滑化や都市間の連携強化、災害時の緊急輸送網や安全な避難経路を確保することなどによる防災性の向上、生活道路からの交通転換による利便性・安全性の向上、周辺道路における渋滞の緩和、安全で快適な都市空間の創出としております。

次に、都市計画変更案の概要でございます。

初めに、国立都市計画道路3・3・15号中新田立川線ですが、JR南武線の連続立体交差化計画に合わせて、JR南武線との交差部付近を立体構造から平面構造に変更します。これに伴い、交差部付近の区間の計画幅員を28メートル～33.7メートルに変更します。また、往復4車線の車道部その両側に歩行者や自転車の通行空間などを確保するため、標準幅員を28メートルにします。そして、日野バイパスから国立3・4・5号線までの区間において、車線の本数を4車線に定めます。

次に、国立都市計画道路3・4・5号立川青梅線ですが、こちらもJR南武線の連続立体交差化計画に合わせて、JR南武線との交差部付近を立体構造から平面構造に変更します。これに伴い、交差部付近の区間の計画幅員を20メートル～33.7メートルに変更します。また、こちらも車線の本数として完成している部分を含め東側の府中市境から西側の立川市境までの全区間において、2車線と定めます。

次に、3・4ページをご覧いただきたいと思います。道路構造の概要（イメージ図）でございます。

左側は国立都市計画道路3・3・15号中新田立川線、右側は国立都市計画道路3・4・5号立川青梅線の平面図でございます。各々平面図の下にそれぞれ縦断図として、JR南武線との交差部は平面構造、矢川との交差部は橋梁構造とすることを示しております。

その下には横断図として、幅員28メートルと幅員20メートルの車道部と歩道等の幅員を標準的なものとして示しております。

続きまして、5・6ページをご覧いただきたいと思います。都市計画案の概要図でございます。

路線ごとに都市計画変更案の概要と幅員変更部分の拡大図、また、事業予定区間を示しております。

次に、7ページの環境影響の予測・評価についてです。

本事業が実施された場合、周辺環境にどのような影響を及ぼすかについて、東京都環境影響評価条例に基づき予測・評価を行い、環境影響評価書案を作成しております。

環境影響評価の項目は、下の表に示された7項目を選定しております。8ページ～16ページまでは、選定した項目ごとに、環境影響の予測・評価の結果を17・18ページでは、環境保全のための主な措置を記載しております。詳細につきましては割愛させていただきます。

次に、19ページをお開きください。事業の流れでございます。

今回の説明会は、表の左側、都市計画の流れの中段、赤色で示されている「都市計画変更案の説明会」の部分でございます。今後、都市計画の手続きと並行して右側の環境影響評価の手続きを経て、都市計画決定を行い、都市計画事業認可を取得後、工事着手する予定となっております。

なお、この事業に係る都市計画決定につきましては、東京都の都市計画審議会に付議されます。それに先立ちまして、国立市への意見聴取がございますので、その際には国立市都市計画審議会へ諮問させていただきます。

都市計画変更案及び環境影響評価書案の説明は以上でございますが、説明会における参加者の方々からの主な質問・ご意見をご紹介しますと、事業のスケジュールについて、大型車両が入ってくることによる住環境悪化への懸念について、事業実施に伴う地下水や生態系への影響について、矢川の側道について、などがございました。説明は以上でございます。

堂免会長： はい。ただいま事務局より説明がありました。今回は報告とのこと。詳細具体の質疑は今後として、意見照会または付議された段階となりますが、現段階で質問などございましたら、挙手願います。

では、大谷委員お願いいたします。

大谷委員： 「矢川上土地区画整理事業の都市計画廃止」の一番裏面ですが、都市計画審議会による審議、そして、都市計画決定、これはいつごろ予定されているかを教えていただけますか。

立川南部地域まちづくり課長： はい。都市整備部南部地域まちづくり課の立川と申します。事業を担当しておりますので、私からお答えさせていただきます。

国立市都市計画審議会資料No. 3の最終ページの今後の進め方の表でございます。現在は、この表の中の意見に基づく修正等という段階であろうかと考えております。その後、公告縦覧とそれからご質問ありました都市計画審議会による審議でございますが、現時点では、具体的なスケジュールについては未定でございます。

市といたしましては、この間、都市計画決定に向けて早く進めて参りたいと考えておりますが、今のところ、地域の方との意見交換等を引き続き慎重に進めている段階でございます。以上になります。

堂免会長： はい。大谷委員。

大谷委員： 以前、私が質問したときに、令和7年4月に、都市計画審議会による審議、これが入るといふふうに聞いていたスケジュール感が、そのとおりでよかったのか、今の話を聞くと全く変わってきたと思われる。

立川南部地域まちづくり課長： 矢川上土地区画整理事業については、一連の都市計画決定に向けた取り組みは令和元年度から、市の方で取り進めております。その後、コロナによる停滞があり東京都との協議に時間を要したということで、現在に至っております。令和6年度中の都市計画決定ということも目指しておりましたが、いろいろな事情により伸びていたというところでございます。

その後、スケジュールを再度見直しまして、令和7年度中の都市計画決定を目指しておりましたが、さらに今、地域の方と意見交換、意見をいただいて、慎重に検討しているというところで、先ほどお伝えしたとおり、今のところ未定というところでございます。

大谷委員： もう1点だけ質問したいのですが、矢川駅南口広場の交通広場等の都市計画決定ですけど、今、示されておりますが、その後、この南側の道路よりも南側の地権者による集まりがありまして、今後、市長も来ていただく予定になっております。そこで、また、改めて声が出てくると思うのですが、そういった声が反映される余地というのはまだあるのでしょうか。

立川南部地域まちづくり課長： ご質問いただいたのは、この国立市都市計画審議会資料No. 4の

ホチキス留めしてあります、パンフレットの最後から2番目のページにございます。都市計画の計画概要図というのがあると思います。こちらは、矢川駅の南口に、新たに交通広場を整備するという都市計画案でございます。

今、ご質問あったのは、この赤い、国立7・4・1という東西の道路の南側の区域の課題でございます。こちらも、以前より地域の皆様といろいろ勉強会、意見交換等させていただいている中で、この赤い道路整備以外にも、例えば、区画整理による手法も含めて、引き続き、市としても協議させていただきたいと考えております。以上になります。

堂免会長： では、大谷委員、お願いいたします。

大谷委員： はい。意見を述べさせていただきます。

まず、この矢川上土地区画整理事業の都市計画の廃止、そして、新たな地区計画ということでもありますけれども、私はもう2択しかないと思います。この地権者の皆さんが土地区画整理事業をやるのか、やらないのか。やるのであれば、減歩率は50、60だと思うんですけども、それでもやるという計画になっていますから、土地区画整理事業でやるならやりますよ。やらないのであれば、土地区画整理事業を廃止して、用途地域等を変えて、地区計画を策定する、早めにやらないといけないと思います。

国立市の他の住民全体からすると、ここの中の人たちは、この計画があるために固定資産税が減免されているわけですよ。本人たちは理解してないかもしれないけど、ずっと10%減免されているわけで、都市計画税と固定資産税がマックスでない状態、他の地域の皆さんからすれば不公平と感じる。早くこの事業を決定しなければおかしい。私からすれば、スケジュールを延伸するにしてもXデーは決めなければならず、未定というのもおかしい。一度決めているのだからしっかりとXデーを決めながら進めて欲しいし、スピード感を持ってやっていただかないといけないと思います。

せっかくここまで来た、そして、この矢川上土地区画整理事業、矢川駅南口駅前広場については、両方含めて、担当する課長をはじめ、職員の皆様のものすごい努力と、大変な仕事量に関してはもう敬意を表しますし、ただただ、頭が下がるだけです。ここまで来ました。大変なことだと思います。

例えば、道路で言うと、昭和から60年もやっていることが、今この10年で課長以下皆さんがここまで努力されて、ここまで進められたんです。せっかくここまで来たんですよ。

私は登山とかしますから、頂上の少し手前が一番きついんですよ。大変だと思いますけれども、ここを乗り切ったら素晴らしい景色が必ず見えますので、ぜひ努力していただきたい。ここでつまづかないで最後まであと一歩ですから。お願いさせていただいて、そして先ほど話しました、矢川駅の南に関しては、さらなる地権者の皆さん、国立市の将来のために、非常に話はしていますから。

ここまでの決定は大賛成でございますから、そのさらにプラスのところを見定めていただきたいということをお願いして、意見いたします。

堂免会長： はい。今回その他の報告事項で、討論ございませんので、まとめてお話いただければと思います。

その他にいかがでしょうか。では、松本委員、お願いいたします。

松本委員： 松本でございます。市長さんがいらっしゃるの、この矢川上地区計画について教えてください。地区計画の策定で、緑豊かな大学と地域が交流する楽しく住み続けられるまちづくりとありますけども、一橋大学があって、いろんな大学の近くにあるわけです。国立としては、その大学との交流というのは具体的にどんなことを進めていらっしゃるのか、それとも、これから進めていくのか。市民としては、見えない部分がありまして、そこをもし、市長さんの方から大きな展開の中でご意見があったら、お聞かせいただきたいと思います。

堂免会長： 市長、お願いいたします。

濱崎市長： はい。まず、東京女子体育大学ですけれども、今は中学校の部活を東京女子体育大学が、大学の中の施設を使って、指導もしてくださるようなことを今年から本格的に開始いたしました。今、様々な予算の調整もありますので、まだ決定はしていないんですけれども、地域、特に中学生との連携というのを考えています。

あと、その枠組みの中で、地域の方にスポーツ講師を養成して、さらにその地域のサークル等で役立てていただくような、そういう取り組みを地域と意見交換しながら、東京女子体育大学の方で考えてもらってまして、TWCPEクラブみたいな取り組みが1つあります。連携が形になっていくのではないかなと思っております。

一橋大学ですけれども、色々話している中で、まず、実現したいのは、もともと貴重な市民の憩いの空間について、今はコロナの影響で正門からしか入れなくなっているところを昔のように裏門含む全門から、東西キャンパスに自由に入れる市民の方が楽しんでいただけるような憩いの場にしたいと思っています。

あと、幼稚園児の遊び場や散歩で行ったりもできる、そういう空間にさせていただくということを昔みたいにしていただきたいなということがあります。

あと、最近では、地域のお祭りにたくさん出てきてもらってまして、学生が盆踊りとか、ハロウィンのイベントを団地で開催したり、様々なことをやっております。やはりそうした形で地域と交流ということで、ボランティアのごみ拾いなども、相当やってもらっておりますので、これは学生の場合は非公式な形になりますけれども、そうした形の連携も進めていきたいなというふうに思っております。

スタートアップ支援とかもあるんですけども、かいつまんで申し上げるとこんな感じです。

松本委員： ありがとうございます。

堂免会長： では、松本委員。

松本委員： もう1つ、よろしいですか。

堂免会長： どうぞ。

松本委員： 南武線が高架化になることは、大変いいことだと思っています。高架下の使い方について、利活用の仕方というのは、市として考えていらっしゃるのか、それとも民間でいろんな店舗とかを募集しながら活用していかれるのか、そういったビジョンはどういう形になっていますでしょうか。

堂免会長： 事務局。

立川南部地域まちづくり課長： 南武線は地下ではなく、高架に決定する見込みでございますので、

おっしゃっていただいたとおり、高架下の用地が新たに創出されます。

まず、高架下の用地そのものはJRの所有地ですので、その上で、ルールによって、沿線市もある程度の割合で、無償で使える用地があります。そこをまず、市としてどのように活用していくかというのは、今後、時間をかけて、丁寧に検討していきたいと考えております。さらに、それ以外の部分について、JRさんが自ら使う用地もあれば、JRさんが民間の事業者等に貸し出す用地もあると思います。中央線と同じような形です。その部分についても、JRさんと今後、地域の皆様を交えて検討していきたいと考えております。以上になります。

松本委員： ありがとうございます。

堂免会長： はい。その他にいかがでしょうか。では、関口委員お願いいたします。

関口委員： 国立市都市計画審議会資料No. 2の「東京都における都市計画道路整備方針（仮称）」があるけれども、これは大きな方針だと思います。2番に検討内容とあり、「都市計画道路ネットワークの検証」というのは、甲州街道に関係しています。甲州街道は今、片側2車線になっていますが、片側1車線にして欲しいと要望があり、歩道を広くして欲しいというのが、議会でも全会一致の意見だと思います。

甲州街道を片側1車線、往復で2車線にするのは、東京都は昔、日交通量が2万台以下になったら、片側1車線にできますよというような答弁をしていました。

ところが、あるときになって、道路ネットワーク化が必要ですとなりました。つまり、国立3・4・5号線であるさくら通りの府中と立川が抜けるような形のネットワークができないと、甲州街道の片側1車線化はできませんというふうな意見が変わってきたんです。途中で方針が変わったんです。

今回の整備方針の中に、このネットワーク化の検証というのがあるんですけども、このことを入れてもらっては困ります。国立市議会では、市民の意見を聞いて、甲州街道は片側1車線にして欲しいというのを全会一致で意見があるというふうに考えておりますので、このことについては、ぜひ国立市がこのネットワーク化の検証というところに入れないように、申し入れて欲しいなと思っています。この中間のまとめというのが、もうすでにできているってことがあるんですけども、国立市は東京都に対してそういう申し入れをしているのでしょうか。

堂免会長： 事務局、いかがでしょうか。

野田都市計画課長： 甲州街道の片側1車線で、両側2車線化というところのご質問になろうかと思っております。今、東京都の都市計画道路の整備方針について、検討を進めているところでございます。委員のご指摘のように、甲州街道の両側2車線化は、兼ねてから市議会でも取り上げられて要望があったものでございます。この整備方針のまとめとは異なりますが、逐次、東京都に市の方から両側2車線化にして欲しいという旨は、その都度伝えてきております。

今年度につきましても、要望を上げているところでございます。この都市計画道路の整備方針につきましても、その観点を踏まえまして、東京都と協議しているところでございます。以上でございます。

堂免会長： 関口委員。

関口委員： 東京都が検討しているということは、国立市の方から申し入れている内容を、整備方針の中に入れてくださいと言われてしまうと、その後、整備方針の中に入っているじゃないですかと言われて、国立市も認めているじゃないですか、というような形で、ネットワーク化されないと甲州街道の両側2車線化はできないという根拠になってしまいます。そのようなことにならないように、ここで、意見を申し上げておきます。必ずそうして欲しいと思っております。

もう1つ、国立3・3・15号線の件ですが、国立市都市計画審議会資料No. 5に関わってくる内容ですが、先ほど大谷委員は、矢川駅南口の方の都市計画審議会どうなるのですかという質問があったんですけども、矢川上土地区画整理の方の国立3・3・15号線について伺います。

これも東京都の関係で、国立市の審議会が開かれるという説明がありましたが、これも予定は未定なのでしょうか。それとも、東京都の状況によって、市の都市計画審議会が開かれるというようなことなのでしょうか。時期がわかれば教えていただきたいです。

堂免会長： 事務局、お願いいたします。

野田都市計画課長： ご質問ありました、国立3・3・15号線、国立3・4・5号線の都市計画決定についてのご質問だと思います。この説明会の中では、都市計画決定の目途といたしまして、東京都は令和8年度ということをお申しております。

ですので、国立市の都市計画審議会としましては、東京都の都市計画審議会の予定に合わせて、その前段で諮問するという形になります。令和8年度というところが予定されているものとなります。以上です。

堂免会長： 関口委員。

関口委員： ということは、国立市の都市計画審議会も2026年度にやる予定だということでしょうか。

野田都市計画課長： はい。決定ではないですが、予定となっております。

堂免会長： 関口委員。

関口委員： 国立3・3・15号線については、とてもいい空間になる。それから、安全な地域交通になるというような形で書かれていたと思うんですけども、第六小学校の約60メートルの東側に28メートルから30メートルの道路ができるということになります。

第六小学校というのはご存じのように、矢川が校内にあって、自然環境のよい、子どもたちの環境教育に非常に役立っている。すごく環境のいい小学校だと思っています。その東側60メートルぐらいのところに、30メートルの大きな道路ができる。それは、子どもたちの安全はどうなるのか。今までは、自由に通れていたところが大きな道路になり、絵を見るとわかるように片側2車線の4車線の道路です。大きな道路ができるということで、子どもたちが渡るのには、非常に注意しなきゃいけないような基幹道路になってくるというのが想像できます。

もう1つは、粉じんや排気ガス等で、非常に子どもたちの健康ということにも問題があるのではないかと思います。

これは、東京都から南武線の連続立体交差化事業と一体化してやるということで説明を

受けています。先ほどの説明を聞いていると、そういう感じになってくるんですけども、国立市も東京都と同じような考えで、一体化して進めるのだと考えていますか。南武線の高架事業はいいと思っているのですが、国立3・3・15号線と一体化で進めるというようなことはどうなのか。東京都の説明に対して、国立市もそのような形で、進めますよということで良いのですか。今、説明をしていただけますでしょうか。

堂免会長： 事務局、お願いいたします。

立川南部地域まちづくり課長： 南武線の連立事業と国立3・3・15号線等の事業が一体で進むという東京都の考えについて、国立市がどうかというご質問だと思います。

南武線の立体化の計画、まずこちらですが、東京都内では、今まだ1,040ヶ所ぐらいの踏切がある中で、わずか20区間だけが、平成16年に連続立体交差化の区間として抽出されております。その抽出の過程において、より事業効果の高い区間を優先的に、選定するという考えがベースにございます。つまり、鉄道を立体化するだけではなくて、それに伴う周辺のまちづくりがどれだけ実現するか或いは交差する道路の整備が、何本の交差道路が、都市計画道路が交差しているか等を指標を持って、東京都が判断しております。つまり、この南武線事業は、当時は矢川立川駅間でしたが、工事を20区間に選定する過程で、交差する都市計画道路の同時整備というところを前提に評価される。その後、平成30年に国交省が採択した際の判断基準或いはその後、国と都による比較設計協議で、高架にするか地下にするか、事業区間をどこまで延ばすかというところの過程においても、常にその交差する都市計画道路、ここで言う国立3・3・15号線及び国立3・4・5号線の整備が前提となって評価されておりますので、これは国立市が一体であると判断するかどうかというよりは、南武線の事業化の前提として、この交差道路の整備もセットで考えられているというところで、東京都からも確認しているところでございます。以上になります。

堂免会長： 関口委員。

関口委員： あまり詳しくは進めませんが、ただ、東京都や国交省が、そのように判断するのは、はっきり言って地域の実情というものよりも、大きな形での見方をしているのかなと思います。ただ、国立市において、第六小学校の子どもたちや保護者の人たちの意見というものは、東京都等は聞いてないわけですよね。また、そこで見てもいないだろうと思うんですけども、聞いてないということは、一番よくわかっているのは国立市です。第六小学校の環境を、子どもたちの状況を、そういうものが本当に安全に保てられるのか。或いはこれだけのいい環境、矢川があるようないい環境のところには大きな道路ができるということについて、考えられるのは国立市です。その国立市が、どういうふうを考えているのかって言うのは意見として、出すべきだろうと思います。そういう意見は、聞かれないということですか。

国立市都市計画審議会ですらそういう意見があったとしても、東京都や国交省がやっているんだから、それはもう一体化なんだというふうな形で国立市は進めるしかないと考えていらっしゃるか、そこまですら質問は終わりますけれども、どうなんでしょうか。

堂免会長： 事務局。

立川南部地域まちづくり課長： はい。東京都がこの連立事業それから街路事業の方、両方とも、環

境影響評価書を作成しているところでございます。その中で、おっしゃっていただいた、例えば、周辺への騒音や大気汚染の関係、どの程度影響があるのか、ないのかというのを、今現在、東京都が評価をしているところです。

それに対して、今後、国立市として、東京都に対して意見を述べる機会というのがございますので、その中で、今、市の担当を中心はどういった意見を東京都に申し送りするかというところを検討しているところでございます。ですので、第六小学校への影響等については、まず行政として、市としてはそのような対応をしていきたいと考えております。以上になります。

堂免会長： では、関口委員。

関口委員： 第六小学校に対しては、そういう対応というのは、私が言ったような意見を、というようなことで、対応していきたいということですか。それとも、違うことなんですか。

堂免会長： 事務局。

立川南部地域まちづくり課長： 今、いただいた具体的なところは、国立市都市計画審議会委員さんからのご意見ということで、まず、受けとめさせていただきたいと考えております。

堂免会長： 関口委員。

関口委員： 担当の話としてはそのところの答弁だろうな、というふうに思うので、あとは市長等、理事者の話になってくると思うので、これはそこで終わります。議会の中でやればよいと思いますので。

あともう1つ、矢川上土地区画整理事業の件と矢川駅南口の資料について、一言意見をさせていただきます。

矢川上土地区画整理事業について、多くの市民の方の意見が出ていると聞いています。それは署名もされているとのことで、市長もそれを受けとめているというような話を議会での答弁もありました。市民の意見をよく聞いて、どのようにするかを決めていただければというふうに思っています。

それと、国立7・4・1号線、矢川駅の南口の整備というのは、私は整備されるといいと思っているんですけども、ただ、国立7・4・1号線というのは、いきなりポンと出てきたような気がします。また、国立3・3・15号線の検討を南武線の高架事業と連動してポンと出てきたような印象があります。このことについても、先ほどの委員はどんどん進めて欲しいというふうに言われていたんですけども、これは私としては、十分に地域住民の意見を聞いて進めていただければと思います。地権者から意見が出たという話が隣で出ていますが、地権者の方たちは、すごく関心持っていないと、そこに住んでいる人たちがあまり知らないうちに、こういう道路の話がでてきたという人がいて、いきなり出てきたというふうな感じがしているので、十分に住民の意見を市民の意見を聞いて、計画を考えていただければと思います。

堂免会長： はい。その他にございませんでしょうか。では、高柳委員。

高柳委員： 1点だけ教えていただきたいと思います。国立市都市計画審議会資料No. 2の「東京における都市計画道路の整備方針（仮称）」ということで、中間がまとめられたという概要版が出ています。この見開いたところの右側、道路空間のリメイクの検討というのは、国立市ではどのような影響があるかというか、使えるのかとか、そういう点につい

て、教えてください。

堂免会長： 事務局、お願いいたします。

野田都市計画課長： はい。道路空間のリメイクのご質問かと思われま。このリメイクの対象となりますのが、まず完成した都市計画道路というものがリメイクの対象となります。この資料の、右下にその概念図があります。一番左側の図で、まず真ん中の十字の都市計画道路が整備されている状況で、外側の外郭の点線で書かれた未整備の路線があります。これが右側の図にいきまして、この外郭の未整備路線が完成した状況になりますと、この真ん中の路線が交通の転換が図られ、交通量が減るといことが見込まれます。そうした場合に、車線を減らしたりといことで歩行者の空間を広げてにぎわいだとか、ウォークブルだとか、そういうふう改修していくといことがリメイクのイメージでございます。

国立市で考えますと、現状はそういう対象路線はないですが、甲州街道につきましては、今、完成済みではなく、両側にあと50センチメートルの拡幅を予定しているといこともございます。そこは採択されるのは非常に難しい状況にあらうかといところでございますが、そういった点もできないかとい問いかけはしているところでございます。

堂免会長： 高柳委員。

高柳委員： 可能性としては、私はあるのかなといふう思っておりますので、その辺のところも、やはりしっかり国立市の方から主張していただきたいなと思しました。

堂免会長： はい。その他にいかがでしょうか。では、香西委員、お願いいたします。

香西委員： 質問させていただきます。こういったことを伝えていただけるんでしょうかといような、意味合いでの質問です。

国立市都市計画審議会資料No. 5、「都市計画変更案及び環境影響評価書案のあらましについて」です。

先ほど、関口委員は南武線の南側のことを言われました。私は逆に、北側のことが気になっています。14ページをお開きいただきたい。14ページの計画道路の北側からの眺望が綺麗な写真で、本当にこれだけ再現できるといのはすごくいいなと思しますが、よくよく見ると、右側はアップになって、アップといか広げているわけですね。それに対して、左側といのは遠景になって撮っているの、これ実は狭い道路じゃなくて、実はここはもうすでにできているわけですね。できているような中で、実際にできればこういうふうになるといことを本当わかりやすくやっただいています。

私は本当にこの南武線の連続立体交差事業と合わせた道路事業、もうこのタイミングしかないだろうといことは、きちっと進めていくべきだと思します。そのことを前提の上で、ただしですね、これだけ広がっている道路がすでにできているところにある、この富士見台4丁目アパートの住まいの方々は、現在、非常に高齢化率が高いです。ましてや、都営住宅とい性質もあると思します。今後も高齢化率が高くなる、もしくは継続するといことがもう大前提かなと思中で、この28メートルの道路を渡るといのが、これ道路なんですけど、道路じゃないような状況の中で、この道路を挟んで移動しているわけです。コミュニティができ、人がそこを横断している、ゆっくりと過している、そういう感覚を持っておられる方々のところに、ある意味これだけの道路を整

備してくる、幅広に整備するというのは、注意しておいたほうがいいなと思います。

やはり、先ほどは、小学生のことを言われていましたけども、私は高齢者の、特にこの地域のコミュニティを分けてしまうことになりかねないと思います。あと、生徒の交通上の安全対策、特に東京都の中において、28メートルぐらいのこういった広い幅の道路、もっと広い幅もあるかもしれませんが、そこを横断する、単に若い人がということではなく、特に高齢者がやはり渡り切れるかどうかというような問題であると思います。これは鉄道も一緒かもしれません。踏切もそうかと思えます。

この問題を東京都として受けとめていただいて、何もここだけを特別扱いしてという意味ではなくて、やはり全体感に立って、何か対策を広げていけるような、この前も提案させていただきました、エレベーター付きの横断歩道、陸橋ですね。単なる陸橋だと逆に高齢者渡らなくなるんですよ。なので、そういう時代に合った、私はそういう施設設備みたいなものを考え出してあるのであれば、それを広めていくというか、それが当たり前になるような、そうしたですね、絵を描いて欲しいということを東京都に対しても要望して欲しいということをお願ひしたいのですがいかがでしょう。

堂免会長： はい。事務局。

野田都市計画課長： 今、委員がおっしゃられたような、団地間を分断するような国立3・3・15号線の安全対策というところになるかと思えます。兼ねてから議会等でもそういうご要望があったかと思えます。こちらにつきましては、市の方も都市計画道路を整備するにあたっては、先ほどもありましたけども、第六小学校の子どものお話も含め、団地にお住まいのご高齢の方の安全対策を考え、通学路の方はどうするのかという安全対策は、引き続き継続してお願いしていくことは考えております。この都市計画段階のご意見もそうですし、事業化された後もですが、継続して申し述べていきたいと考えておるところでございます。以上です。

堂免会長： では、香西委員。

香西委員： 60年間、ある意味待たせている見方を変えれば、この人たちは、60年間このままの形できていて、そういう状況で来ているということをやはり慮って欲しいなということをお伝えさせていただいて、終わりたいと思えます。

堂免会長： では、藤江委員、お願いいたします。

藤江委員： はい。それぞれの事業を点が面になって繋がっていくものだと思いますので、全体的に進めていって欲しいというふうに考えています。1つ、心配な点がありまして、国立市都市計画審議会資料No. 3の裏面ですけれども、先ほどの委員も心配されていた都市計画審議会が未定になってしまっているといった点があるかと考えております。この未定になっているという、以前は予定されていたのに先延ばし感があるんですけれども、やはり新市長、濱崎市長が今後これに対してXデーを決めて、自分の任期中にしっかり取り組んでいけるのか。どのような取り組みを行っていくつもりなのか、お考えをお聞かせいただければというふうに考えております。以上です。

堂免会長： 市長、お願いいたします。

濱崎市長： 矢川上地区ですけれども、やはりこれは土地区画整理事業を廃止し、その次で地区計画の予定がされているというのが1つのポイントだと思っています。地区計画自体が、そ

の地域に住んでいる方とか或いは権利を持っている形じゃなくても地権者の方やその土地に強く関連する方の意向をかなり配意した形で進めるというのが、前提の形で今検討されています。その中で、やはり意見に基づく修正等という段階ですけれども、やはりその合意形成を丁寧にやること自体が、事業において非常に重要なことと思っております。そのため、今の段階でXデーということはなかなか申し上げにくい面があるのですが、しっかりと先ほど課長からもあったように、合意形成を進めていき、この事業自体を前に進むようにしていきたいと思っております。以上です。

堂免会長： その他にいかがでしょうか。なければ以上とさせていただきます。議題につきましては以上でございますが、その他に何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で議事日程のとおり、すべて終了いたしましたので、これをもちまして第49回国立市都市計画審議会を閉会いたします。

本日はどうもありがとうございました。

— 了 —